令和８年11月13日
北九州市小倉北区役所

報道機関各位

特別児童扶養手当（11月11日支給分）の一部支給漏れについて

障害のある児童を養育する世帯に支給している特別児童扶養手当について、令和8年11月11日支給分のうち、6人分の支給処理が行われていなかったことが判明しました。

対象となる皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和8年11月11日に、特別児童扶養手当4か月分を支給する予定としていたところ、11月 11 日、対象者から「振り込みの確認ができない」との問い合わせがあり、これを受けて確認した結果、6人分の支給処理が行われておらず、支給漏れが発生していたことが判明したもの。

2 対象世帯　　6人

3 支給漏れ金額　　合計　　1,558,080 円

4 原因

支給処理を行う際、未処理の申請書類が処理済み書類に混在し、支給処理が行われないままとなっていたため。

5 対応

事案判明後、対象世帯に対して謝罪するとともに、速やかに支給手続きを行い、12月11日に振り込む予定であることをお伝えした。また、支給の遅れによる生活への影響などについて、個別の状況に応じて丁寧に相談対応を行っている。なお、同時期の支給対象者についても確認を行い、ほかに同様の支給漏れがないことを確認した。

6 今後の再発防止策

処理済み書類への処理日等の記載を徹底し、未処理書類と明確に区分して管理する。

また、担当者以外の職員による定期的な確認に加え、国に支給に必要なデータを送る前に、支給対象者一覧とシステムへの入力状況を複数の職員で照合し、処理漏れがないことを確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止を徹底する。

※特別児童扶養手当

身体または精神に法令で定める程度の障害がある20歳未満の児童を家庭で監護している父母または児童の養育者に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当。

・4、8、11月に4か月分を支給（11月の支給は8月から11月分）
・重度障害児の場合、子ども1人につき　月額　58，450円
・中度障害児の場合、子ども1人につき　月額　38，930円
・支給事務は本市が行い、国から支給される

【問い合わせ先】
小倉北区役所保健福祉課
担当：藤冨（課長）佐藤（係長）
電話：093－582－3430